

# すかがわ統計月報 5年3月発行

須賀川公共職業安定所 962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話) 0248-76-8609  
 石川地方職業相談室 963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話) 0247-26-2484

## 管内の雇用情勢(令和5年2月内容。パートを含む)

### 求人倍率

■新規求人倍率 1.38倍(対前年同月比0.37ポイント低下、対前月比0.72ポイント低下)

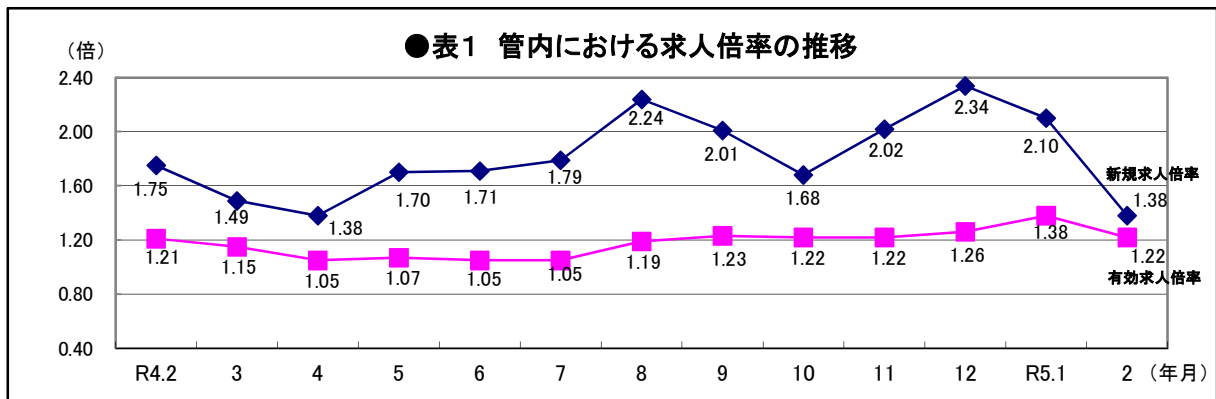
2月の新たな求職申込みは642件、求人申込みは884人分でした。  
 これは、1件の求職申込みに対し1.38人分の求人が申し込まれたこととなります。

※新規求人倍率:新規求人数/新規求職者数  
 新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 1.22倍(対前年同月比0.01ポイント上昇、対前月比0.16ポイント低下)

1月から引き続き求職している方と2月に新たに求職申込みした方の合計が1,941人であったのに対し、1月から繰り越された求人と2月に新たに申し込まれた求人の合計は2,376人でした。  
 これは、1人の求職者に対し1.22人分の求人となります。

※有効求人倍率:有効求人数/有効求職者数  
 有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。

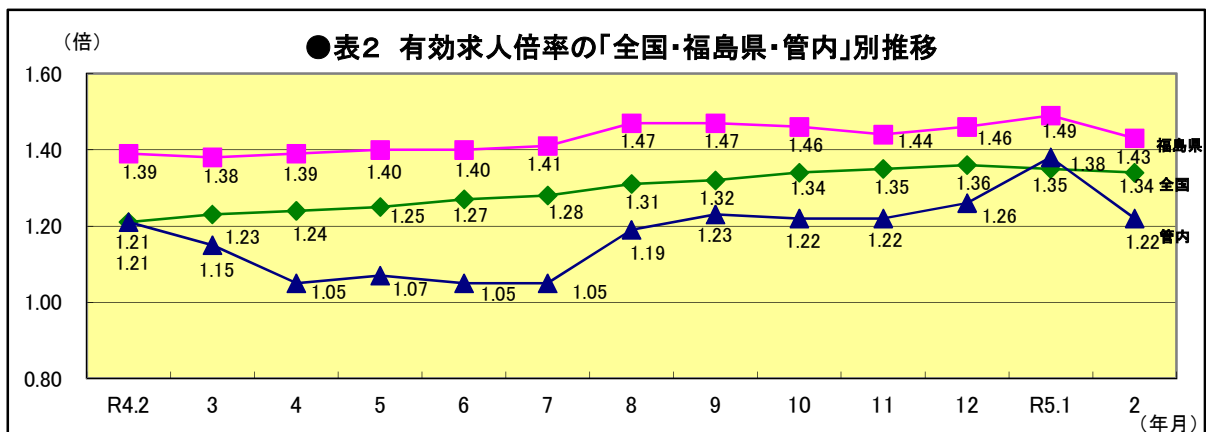


■有効求人倍率 【全 国】1.34倍(対前年同月比0.13ポイント上昇、対前月比0.01ポイント低下)

【福島県】1.43倍(対前年同月比0.04ポイント上昇、対前月比0.06ポイント低下)

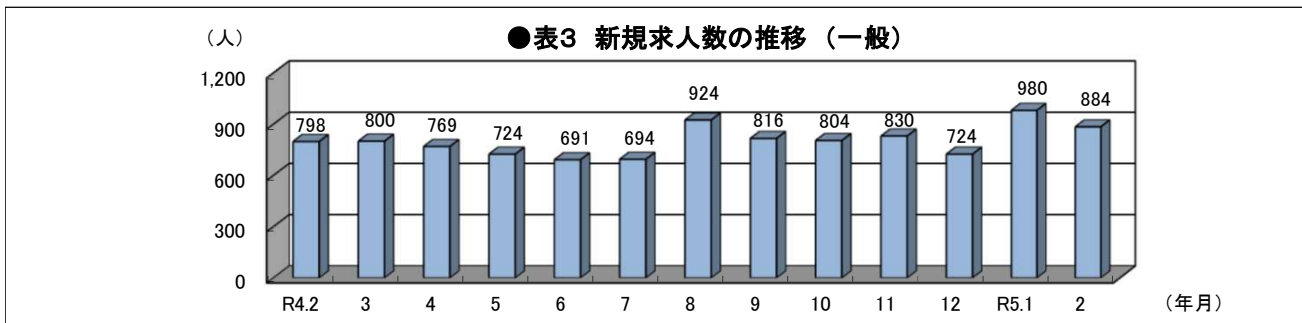
【管 内】1.22倍(対前年同月比0.01ポイント上昇、対前月比0.16ポイント低下)

※なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



# 求人

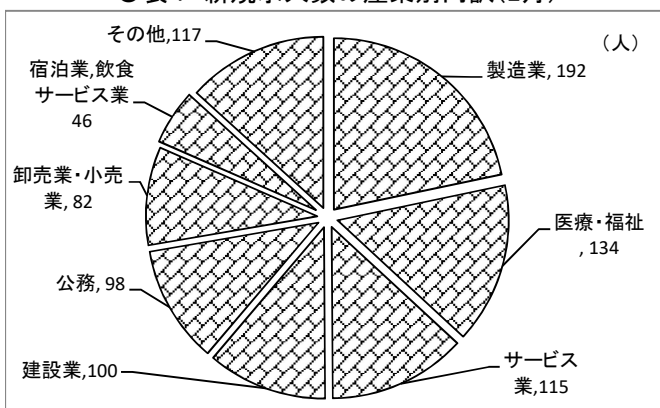
■新規求人数 884人 (対前年同月比10.8%増、対前月比9.8%減) (表3)



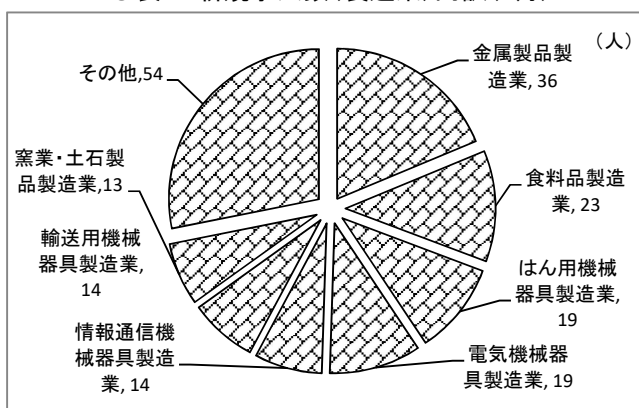
2月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が192人と最も多く、全体の21.7%を占めており、次いで医療・福祉、サービス業、建設業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、金属製品製造業が36人と最も多く、製造業全体の18.8%を占めており、次いで食料品製造業、はん用機械器具製造業、電気機械器具製造業となっています。(表5)

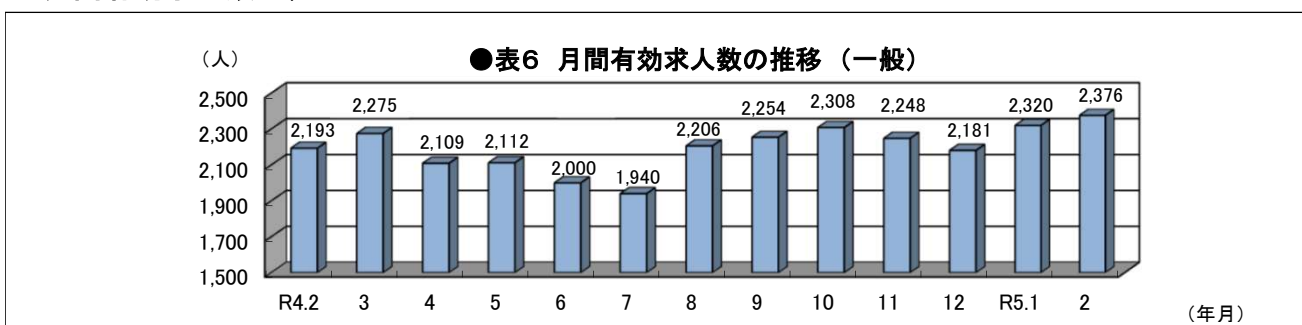
●表4 新規求人数の産業別内訳(2月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(2月)

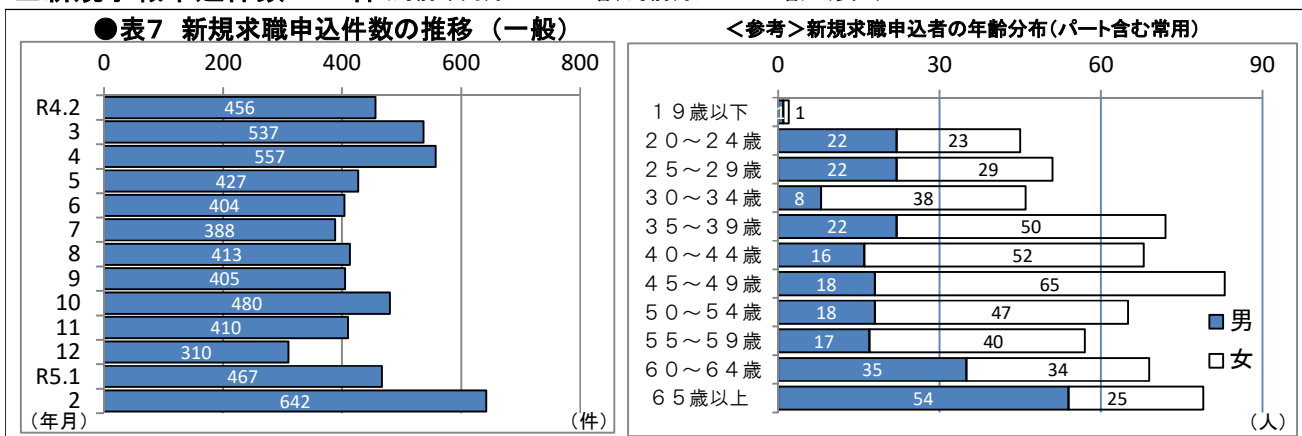


■月間有効求人数 2,376人 (対前年同月比8.3%増、対前月比2.4%増) (表6)

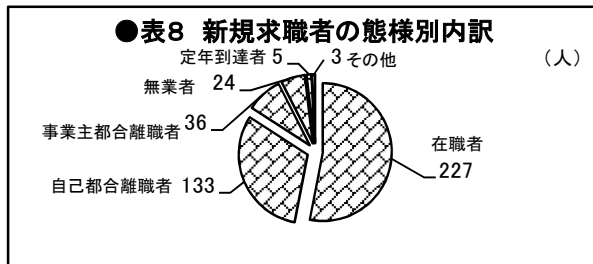


# 求職

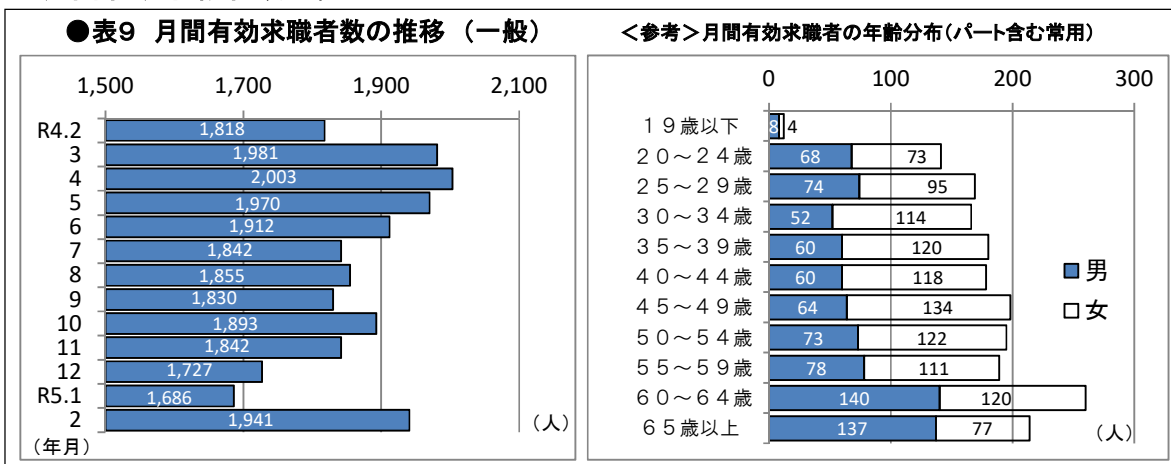
■新規求職申込件数 642件 (対前年同月比40.8%増、対前月比37.5%増) (表7)



2月の新規求職申込件数428件(パートを除く常用)を態様別に見ると、在職者が227人と最も多く、全体の53.0%を占めており、次いで自己都合離職者(構成31.1%)、事業主都合離職者(同8.4%)、無業者(同5.6%)、定年到達者(同1.2%)となっています。(表8)



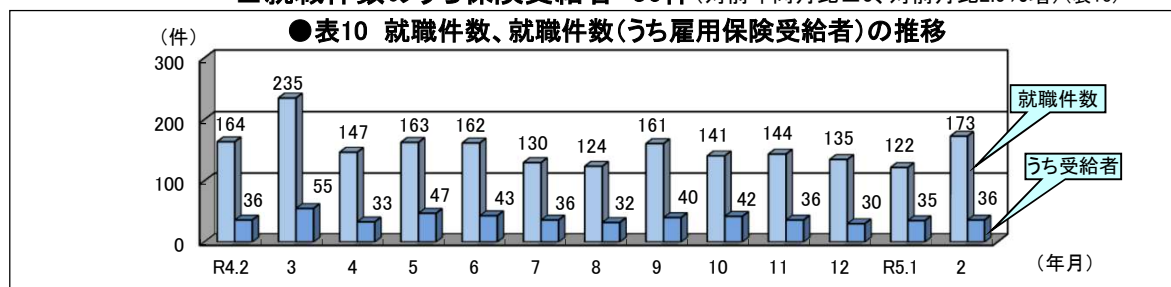
■月間有効求職者数 1,941人(対前年同月比6.8%増、対前月比15.1%増) (表9)



敷地内駐車場が満車の場合 第2駐車場をご利用下さい。

就職

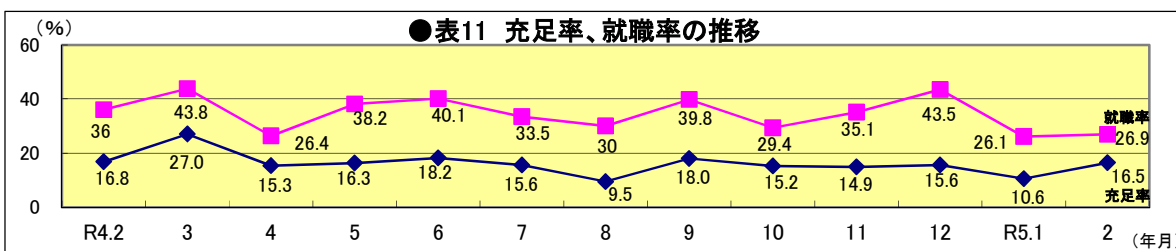
■就職件数 173件(対前年同月比5.5%増、対前月比41.8%増)  
 ■就職件数のうち保険受給者 36件(対前年同月比±0、対前月比2.9%増)(表10)



充足率、就職率

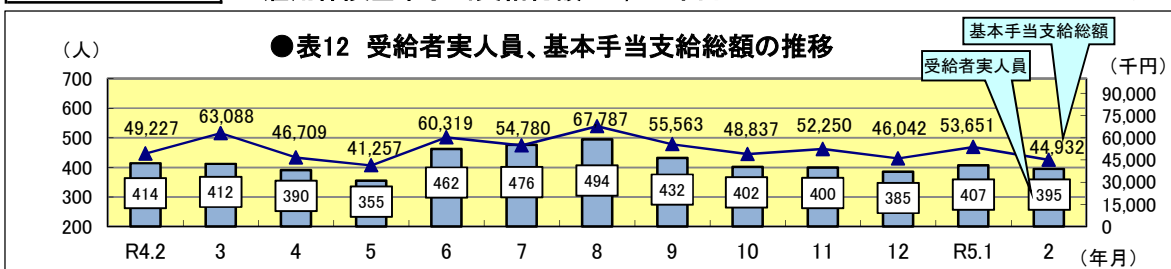
■充足率 16.5%(対前年同月比0.3ポイント低下、対前月比5.9ポイント上昇)  
 ■就職率 26.9%(対前年同月比9.1ポイント低下、対前月比0.8ポイント上昇)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 395人(対前年同月比4.6%減、対前月比2.9%減)  
 ■雇用保険基本手当支給総額 44,932千円(対前年同月比8.7%減、対前月比16.3%減)(表12)



# 令和5年度から 「特定求職者雇用開発助成金」の見直しを行います

## 「特定求職者雇用開発助成金」とは

ハローワークなどの職業紹介により、就職が困難な方（障害者、高齢者、母子家庭の母など）を採用した事業主の方に対する助成制度です。

令和5年度から見直される主な内容（予定）は以下の通りです。

### 令和5年度からの見直し（予定）

コース名	見直し内容
成長分野等人材 確保・育成コース (成長分野等の業務に 従事させる事業主への 助成)	<b>変更：対象分野</b>
	見直し前 成長分野(デジタル、グリーン)の業務の従事する方 ⇒生産工程の業務、販売の業務、運送の業務なども含めて対象
	見直し後 成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する方 ⇒ <b>専門的職業に従事する方を対象</b> (例：プログラマー、システムエンジニアなど)
生涯現役 コース	<b>廃止</b>
	生涯現役コースの廃止に伴い <b>65歳以上の方を新たに対象</b>
特定就職困難者 コース	<b>廃止</b>
被災者雇用開発 コース	<b>廃止</b>
就職氷河期世代安定 雇用実現コース	<b>変更：対象労働者</b>
	見直し前 過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方  見直し後 ※下線部の要件を新たに追加 過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方 <b>ただし、妊娠、出産または育児を理由として正規雇用の職を離職した方でないこと</b>

令和5年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後変更される可能性があることにご注意ください。  
令和5年4月1日以降に採用する方について、新たな要件が適用される予定です。

# 「産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）」を 4月1日に創設しました

この助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受け入れを支援するものです。

※ 助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）のご案内」をご確認ください。



「産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース)のご案内」はこちら →

## 助成の対象（主な要件）

- 事業主**
- 令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」※1の応募書類を提出し、交付決定を受けていること
    - ※1 第10回公募要領の「物価高騰対策・回復再生応援枠」および「最低賃金枠」に限ります。また、事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限ります。
  - 下記の労働者の雇い入れにあたって、次のa～cの全ての条件を満たすこと
    - 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること
    - 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること
    - 「事業再構築補助金」の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること
  - 下記の労働者の雇入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと

「事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者で、次の①か②に該当する者

- 労働者**
- 次のaかbのいずれかに該当する者
    - 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者
    - 部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者
  - 1年間に350万円以上の賃金※2が支払われる者

※2 時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限ります。また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限ります。

## 助成の内容

	中小企業	中小企業以外
助成額	280万円/人※3 (140万円×2期※4)	200万円/人 (100万円×2期)
助成対象期間	1年	

※3 一事業主あたり5人までの支給に限ります。

※4 雇い入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給します。



## 受給までの流れ

1 事業再構築補助金の応募書類の提出※1

2 採択審査委員会による審査・採択※1

3 事業再構築補助金の交付申請※1

4 事業再構築補助金の交付決定※1

5 対象労働者の雇入れ※2  
(補助事業実施期間内)

6 産業雇用安定助成金の支給申請※3

7 産業雇用安定助成金の受給※4

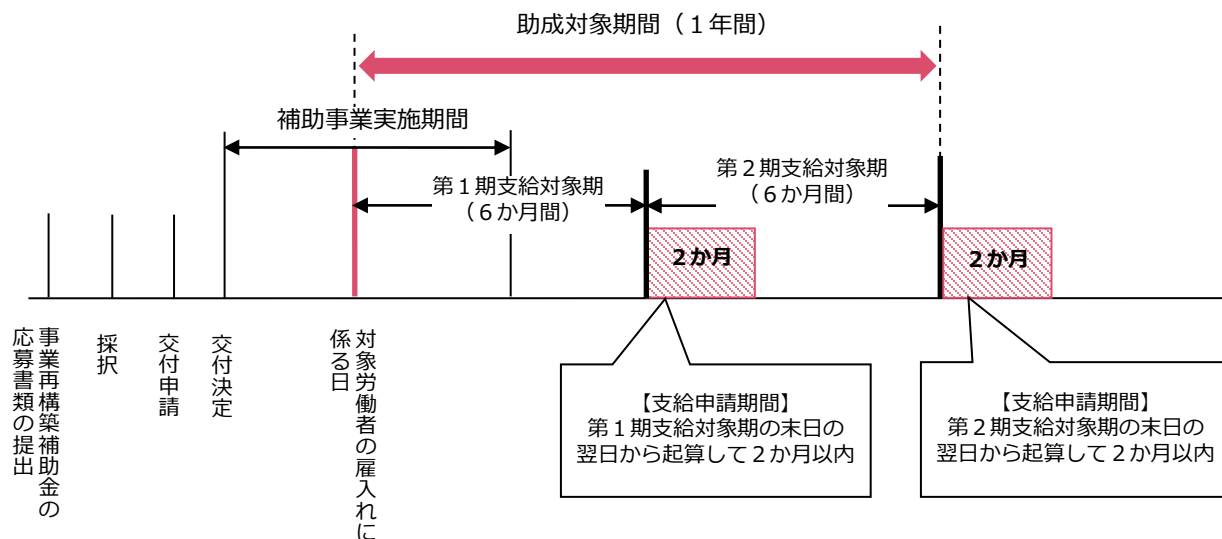
※1 事業再構築補助金の応募、申請先は中小企業庁です。詳細は事業再構築補助金ウェブサイトをご確認ください。

※2 事業再構築補助金について事前着手の承認を受けている場合は当該補助金に係る応募書類の提出日の翌日以降の雇入れが対象となります。また、事業再構築補助金の計画変更により人材確保に関する事項を記載し承認を受けた場合、当該承認日の翌日以降の雇入れが対象となります。補助事業実施期間や、事前着手の承認についての詳細は事業再構築補助金ウェブサイトをご確認ください。

※3 各支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期の末日の翌日から2か月以内に支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。

※4 支給申請書に基づき、助成金を支給します。

## イメージ



## 参考：事業再構築補助金とは？

目的：ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編など、思い切った事業再構築に意欲を持った中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的としています。（中小企業庁が実施）

詳細は、事業再構築補助金ウェブサイトをご確認ください。

ウェブサイトはこちら →



## 申請・お問い合わせ

### 【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

電話：0120-603-999 受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、上記のコールセンターまたは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。